

○菊地恵一委員長 本委員会に付託されました議第一百一号議案を議題といたします。
これより総括質疑を行います。

質疑は一問一答方式とし、答弁時間を含めて三ページのとおりの質疑時間の範囲内で行うことといたします。

また、関連質疑については、同一会派内で会派の質疑時間の範囲内で認めることといたします。

なお、質疑は中央の質疑者席で行うこととし、次の質疑者は待機席でお待ち願います。

ただいまから、自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて六十五分です。村上智行委員。

○村上智行委員 おはようございます。自由民主党・県民会議の村上です。今日は限られた時間ありますので、早速もう質疑のほうに入らせていただきたいと思います。枕に関しましては、秘密兵器であります、わたなべ拓委員が冒頭に述べさせていただきましたので、質疑のほうに早速入らせていただきます。

まず一番目なのですが、財政運営について。

本補正予算は、国が実施する米国関税措置を受けた緊急対応パッケージの一環として措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援策を中心とするものであり、急激な物価上昇の影響を受けた生活者及び事業者に対する支援を目的とするものであります。これまで当該交付金は、国の令和五年度補正予算約二・七兆円、令和六年度補正予算においては約一・七兆円が措置されており、エネルギー価格及び食料品価格などの上昇による家計や事業活動への影響緩和を目的とする複数の事業に充当されてきた経緯があります。本県においても、令和五年度及び令和六年度補正予算において、同様の趣旨に基づく物価高騰対策を講じており、低所得世帯支援や公共施設における光熱水費負担軽減、学校給食費支援など多角的な政策展開がなされてまいりました。これらの事業は、一定の即効性と地域経済への波及効果を有するものと評価される一方で、制度の恒常化や継続性の確保といった課題も指摘されております。今回の補正予算における交付金の活用規模については、国の財政措置に呼応する形で県財政の弾力的運用を図りつつ、重点的かつ効果的な政策実行を意図したものと理解しますが、県として

これまでの施策の実績をどのように評価し、当該補正予算の財政的規模と政策的妥当性についてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○村井嘉浩知事 令和五年十一月に創設されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、これまで我が県では約百十二・六億円の交付決定を受け、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や様々な業種の事業者支援を実施しております、その負担軽減に寄与してきたものというふうに認識しております。交付金の交付限度額は一昨年度の約四十九・一億円、昨年度の約六十三・五億円に比べれば、今回は五分の一から六分の一ほどに当たる約十・二億円にとどまり、これまでのような幅広い分野への予算措置までには至らなかったと――困難であったことから、限られた財源をできる限り有効に活用し、優先度の高い事業に重点化し配分することにした。具体的には、国の電気・ガス料金負担軽減支援事業の対象とならないＬＰガスや特別高圧電力利用者への支援のほか、子育て世帯等の生活者支援、価格転嫁が困難な社会福祉施設などの事業者や食料品価格に影響する農林水産事業者への支援を対象を絞って予算計上いたしました。今年の秋には国が本格的な経済対策補正予算を編成するとの報道もあることから、今後の動きを注視し、追加の対策も含め適時適切に対応してまいりたいと考えております。

○村上智行委員 今回補正ということで、令和六年度もこういった臨時交付金のほうが物価対策、物価高騰克服ですとかそういった事業で展開されてきております。先月、国のほうが予備費を活用してこちらのほうの補正が組まれております。いろいろ今の石破政権言われておりますが、私はそういった様々な物価対策に対してですけど、きめ細やかに、そして適時対応してきているものと理解しておりますし、評価しております。今回のこの物価高騰対策、もうすぐ七月ですが、七月から電気料金とそしてガス料金の支援策が展開されます。そういったものをしっかりと迅速に対応してきているものと私は理解しておりますし、それに対応して今回の学校給食ですとか米飯、それからあとは事業者に対する支援策というものも確かに規模はこれまでと比べて小さくなっておりますが、県のほうでその部分はきちっと隙間なく、私は地方に対しても物価高騰の対応策を展開しているものと理解しているのですが、知事はその辺りどうでしょうか。

○村井嘉浩知事 十分ということとは言えないと思うのですが、必要なところにしっかりと

と光を当てていつている、努力をしているというふうに感じております。

○村上智行委員　今日も六月末ですけれど本当に暑いです。これだけ気温が高くなってくれば、やはりエアコンをつけなければいけない。以前と比べれば電気料金も上がってきているわけでございますので、そういう意味では七月からのそういう支援策というのは本当にこの暑さ対策にもつながるということ值得期待しているところであります。その一方で、つい先日通常国会が閉会いたしました。その中で、今回のガソリンの暫定税率、こういったものが最終盤、会期末にかけて議論されておりました。しかしながら、物価高騰の折、暫定税率を廃止するというふうな議論であったのですが、この宮城において暫定税率ですとか、それが七月一日から廃止になってしまったらどうになってしまうのだと。この令和七年度の予算がスタートしている中で、もう既に一般財源としてこの暫定税率分の地方揮発油税、そして軽油引取税、こういったものの財源が充てられている状況の中で、十分国会議員の皆さんですから、そういったことは理解した上で――ある意味十日間ぐらいで暫定税率を廃止にして、あとは政府のほうが地方のほうの財源なども考えろという法案の出し方というのは、私は本当にこれで地方のことを考えているのか、そしてこの物価高騰対策に対してどのようにして国のほうは認識を持っているのかという甚だ疑問に思うところでありました。知事に聞くというか全国知事会の会長でもありますから、暫定税率が廃止になった場合には、地方における影響というのは計り知れないというふうに私は思っております。その辺りの知事の基本的な認識はいかがでしょうか。

○村井嘉浩知事　軽油引取税、揮発油税、それぞれ、我々の貴重な財源に充てるものでございますので、非常に拙速な議論というのは避けてもらいたいというふうに考えております。そういった観点から、政府のみならず野党も含めて政党、それから政府のほうに丁寧なしっかりとした議論をしてほしいと、我々に負担を押しつけるようなことのないようにしてほしいということは知事会としても何度も要望させていただいているところであります。

○村上智行委員　政府与党のほうで、暫定税率、これは廃止に向かうということで、三党間で覚書というか約束されているわけでありますから、今後地方に対しての財源に影響が出ないような形で恒久的な減税としてやっていくものと理解しております。ちなみ

に、宮城のほうで言えば、ガソリンの暫定税率の揮発油税部分だけで三億円、そして軽油引取税の部分で百十八億円、百二十億円強のこれだけ財源が令和七年度にも一般財源として計上されている。そういうふうな影響も出てきますので、今後も物価高対策と、そしてこの財源をしっかりと国のほうも議論した上で法整備をしていただきたいと思えますし、もう来月には国政選挙が控えておりますので、そういったこともしっかり選挙の中で問うてほしいと私自身思っておりますので、皆さんよろしく願います。

そして、こういった状況におきまして、令和七年の六月定例会におきましては、専決処分として提出されました令和六年度一般会計補正予算においては、歳入面では県税収入が十二億四千万円を増額され、総額三千二百二十九億六千二百万円余となる一方、県債は百三十九億六千九百八十万円余の減額により六百五十三億三千七百万円余となっております。こうした動向は、令和六年度決算の詳細が明らかになる九月定例会の議論を待つ必要があるものの、現時点においては本県の財政運営が一定の健全性を維持しているものと評価されます。今回の補正予算においては、物価高騰対策に係る経費のみが計上されている点が特徴であり、特に、生活関連コストの上昇に対して迅速な支援を講じる観点から編成されていると理解しております。しかしながら、物価上昇が継続する場合、家計の実質所得の低下による消費抑制、企業の収益圧迫に伴う法人事業税の減収といったリスクも懸念され、将来的な県税収入の安定性にも影響を及ぼす可能性があります。県税の根幹をなす個人県民税及び法人関係税収への影響、更には地方消費税の収入の変動も注視すべき局面にあると考えます。県としては、今後の物価動向及び国の経済対策との整合性を踏まえた上で、中期的な財政見通しと課税収入への影響評価をどのように行っているのか、伺いいたします。

○小野寺邦貢総務部長 我が県におきましては、中期的視点に立った財政運営に資するよう、当初予算編成時の経済情勢や、地方財政制度などを前提にいたしました一定の仮定のもとで、今後四年間の財政見通しを毎年公表しているところでございまして、その試算によれば、毎年度多額の財政調整関係基金取崩しを余儀なくされるなど、厳しい財政状況が続くものと認識しております。特に県税収入につきましては、今後足元の潜在成長率並みで推移すると仮定して試算しており、景気の先行きがますます不透明感を増す中、御指摘のありました県税収入の下振れリスクにも十分留意する必要があると考え

ております。ただ、現時点におきまして、中期的な財政見通しや県税収入への影響を見定めることはなかなか難しいと考えております。今後とも、みやぎ財政運営戦略第四期に掲げます歳入歳出両面にわたる取組の着実な実施や、県債残高の適正管理はもとより企業版ふるさと納税の活用といった更なる財源確保対策などの取組も進めまして、健全で持続可能な財政運営と政策推進との両立に取り組んでまいりたいと考えております。

○村上智行委員 今年度県税収入、当初予算では三千三百五十六億円と、これだけ物価高イコールインフレ、そして税収増につながっているというふうなところもあります。

物価高で本当に大変ではあるのですが、税収のほうはやはり順調に伸びてきているというのが言えるのではないのかなというふうに思います。特に、法人二税など千億円というのは、私も県議をやって十八年、十九年目くらいですが、その中でここまで計上されたというのは初めてに思えます。それだけ景気もそれなりに堅調に伸びてきているというふうに思っておりますし、地方消費税も様々な要因はあったにせよ、伸びてきているのかなというふうに思います。国のほうではその税収の上振れ分を減税ですとか、給付ですとか、そういうふうな形になっておるのですが、宮城県のほうもこの数字だけ見れば、いろいろ令和六年度の最終補正においてもですけど、県税が少し上振れをしたというふうに最終補正のところでもあり、三千二百億円からの県税収入になっている。そしてあとは、県債のほうもそうなのですが、交付税措置のない県債を当初は発行する予定だったのが発行しなくても何とか財政的になるだろうということ、そういうことも専決処分の方で行っております。そういう意味では、県のほうの財政というのはある程度の健全性は担保できているのかなというふうに思われますし、この上振れ分などは、国のほうで言っているような形で県のほうも何らかの還元をするという考えなど執行部はお持ちなのかどうか、お聞きいたします。

○小野寺邦貢総務部長 国であるとか普通交付税の不交付団体は、上振れした分はそのまま何らかの形で使うことができます。ただ、宮城県のように普通交付税の交付団体におきましては、精算の対象税目とそうでないものと分かれるのですが、大宗を占めます法人事業税はこれらの精算対象税目となっております。これはどういうことかということ、上振れした場合、その上振れした分の七五％を翌年度以降の三か年で、その年度に交付される普通交付税から差し引かれるという形で精算されます。ですので、本県のよ

うな不交付団体においては上振れした分のまず七五％は翌年度以降の精算に備えて基金に積立てしておかなければなりません。残る二五％、この分は自治体の裁量で使うことができます。これまでも上振れの処理の仕方としては同じでありまして、そういった二五％分の上振れ分と、あと受け差が出たり、歳出の執行残が出て幾分一般財源が余りますので、そういったものを将来の災害をはじめとしたいろんな状況に対応できるように、財政調整基金残高を一定程度確保していくために当初予算で大幅に取り崩しておりますけれど、その取崩しを取りやめるであるとか、あとお話のありましたとおり交付税措置のない県債発行を抑制して後年度負担を減らす、そういった処理をしております。昨年度においてもそのような処理をしたところでございます。

○村上智行委員 そのような交付税を受けているこの本県にとっては、留保財源二五％、七五％は百億円上振れしたとしても二十五億円が留保財源としか認められない。あとは交付税で減らされるというところもありますので、一概に税収が増えたからといっていろいろな要望が出てくると思いますが、我々は震災も経験しておりますし、いざというときに備えるということは、この財政運営には必要なことでありますので、そこはやはり中長期的な視点もしっかり持ちながら、あとは入るを量りていずるを制するというのもあります。その部分をきちつと注視しながら財政運営に当たっていただきたいと思います。

それでは次に移らせていただきます。学校給食米価高騰対策事業について、お伺いいたします。

食農教育の充実を図り、日本型食生活の普及を推進するとともに、地域の将来を担う児童生徒に対して高品質なお米を供することにより、健全な成長を支援することを目的として、宮城県ではみやぎ米飯学校給食支援方式を実施しております。この事業は、学校給食における円滑な米飯提供を支援するため、市町村、各JA、JA宮城中央会及びJA全農みやぎが連携し共同で運営をされているものです。現在も継続している米価の高騰を受け、実施主体が令和七年度に負担する掛かり増し経費への補助として六千三百八十万円が見込まれておりますが、この補助金額についてどのような算出基準に基づいて算定されたのか、県の見解をお伺いいたします。

○石川佳洋農政部長 本事業につきましては、県内市町村、あとJAグループ宮城等が

連携して実施しておりますみやぎ米飯学校給食支援方式に基づき、県産米を学校給食に供給するに当たり米価高騰の負担軽減を目的といたしまして、その経費の一部を補助するものでございます。この支援方式の規定によります補助額につきましては、県、市町村及びJAグループ宮城が割合に応じて負担することとしてございまして、その上限額は五千万円で、そのうち県の負担額は最大千万円となっております。今般の米価高騰による掛かり増しの経費につきましては、現在の供給価格、六十キログラム当たり二万五千四百二十円と、あと基準価格二千万円、こちらの差額に一年間の供給見込み数量二千百トンを乗じまして算出しており、金額といたしまして約一億五千六百五十万円が見込まれているところでございます。このため県では、既存の新方式によります負担額千万円のほか、上限額五千万円を超えるかかり増し経費の二分の一について補助・支援することといたしまして、今回の予算を計上したものでございます。

○村上智行委員 正直私もこういうふうな掛かり増し経費が発生した場合にどういふうな負担をしていくのかというのは、昨年もあったのですが、今回の補正予算が出てきてしつかり調べて初めて方向を認識したところであります。宮城県が千万円、市町村が二千万円、JAグループが二千万円ということで、五千万円上限でこれだけ補助していく、そしてあとは実際給食を提供している市町村のほう負担をしていくというふうな形になっております。昨年は基準価格が一万六千円、そして今年が二千万円と五千万円上がっているのです。そして今後この基準価格が上がっていけば、いろいろ基準価格というのは基本的にはその児童生徒のほう負担していくというふうな形になっていくと思っております。また支援策があつて、本当にこれだけ急騰した米価に対して何とかこの米どころ宮城の中でおいしい米飯給食が提供されているのかなというふうに思っております。そういう意味ではこういった制度というのは負担もありますが、米の消費をしつかり維持していく、あとお米に対する環境保全米ですとかそういう理解を高めていくという意味では大変有益な事業であると思っております。平成十七年からこういった支援方式が取られてきておるのですが、ちなみにこれまでこういった掛かり増し経費に対して補助など昨年はやっているのですが、この米価高騰となる以前、この掛かり増し経費の支援というのは行われてきたのか、そこをお聞かせください。

○石川佳洋農政部長 これまでの支援制度の発動実績ということでございますけれども、

これまでですと、例えば平成十五年度、こちらは長梅雨とか夏場の低温で、いわゆる異常気象で作柄不良となって価格が高騰したこの際に一度発動しております、あとは十五年度のお米が取れなかった翌年、平成十六年度も十五年産米の影響で掛かり増し経費が発生したということで、十五年度、十六年度、二か年連続で発動した実績がございます。

○村上智行委員　今のこの支援方式は平成十七年にスタートしているので、恐らくその前の制度のほうの支援策でやられていたと思います。いずれにせよ、こういった今までは冷害、災害があったり、そういう気候変動によって米が取れなくなってこういう支援策が出てきたのですが、今回、宮城県は作況指数が去年は一〇七——作況指数がなくなると言ってはいますが一〇七です。そういうふうな状況の中で米価が高騰したということを受けての支援策のスタートであったのですけれど、伊藤議員も一般質問で言っていました、備蓄米はもう六十万、八十万トンも放出になっていますし、そういうふうな状況の中で来年も日本国全体では四十万トンの増産が見込まれておるのですが、もう既に各JAさんのほうでは令和七年産米の概算金ですとか、宮城のほうは出しておりますが、全国の各地域の中ではそういった金額なども提示されております。その中でその金額を見ると、今年より高い金額を提示されているので、こういう場合にはこの制度とというのはどうなっていくのかなというふうな心配もあります。そういう意味では、この制度をしっかりと維持していくことは大変重要でありますし、そのことについて、次にお聞きたいします。

令和七年産米においては、作付面積の拡大が見込まれることから、米価は一定の安定を取り戻すとの見通しが示されております。しかしながら、天候不順や自然災害などの予測困難な要因により、米価が引き続き高値で推移する可能性も否定できないと考えられます。このような中、みやぎ米飯学校給食支援方式においては、実施主体が負担する経費に対して支援限度額が設定されていることから、その上限を超える負担分については、結果的には児童生徒や保護者に転嫁される可能性があるかと懸念されます。県としてこのような事態に対してどのような認識を持ち対応を検討しているのか、お伺いいたします。

○石川佳洋農政部長　市町村によりまして、学校給食の無償化やあるいは給食費の財源

措置などによりまして、給食の現場の御負担の軽減を図っているというふうには承知しておりますけれども、おっしゃるとおり今後の米価の状況によりましては、市町村あるいは保護者への影響も懸念されるのかなという考えでございます。今回の支援事業につきましては、米価高騰の影響によりまして学校給食米の供給価格が上昇したと、これによって市町村等の掛かり増し経費の負担軽減が図られるよう予算を計上しているというものでございますけれども、県といたしましては、今後まずは委員がおっしゃったように学校給食における県産米の利用促進に努めるということはあると思いますが、また一方で、みやぎ米飯学校給食支援方式、こちらによりましてこの支援方式のスキームなどの在り方につきましても、市町村などの意見、御意向を丁寧に関係者で情報を共有しながら検討していかなければいけないのかなというふうには考えてございます。

○村上智行委員　ここはもう基準価格を上げていけば、それだけ今回の取引価格ですとかそういった面の差額のほうは減ってはくるのですが、でも余りこの基準価格を上げ過ぎるというのは、本当に負担が大きくなってまいりますので、そこはぜひ考えていかなと駄目だと思うのですが、知事どうですか。今後、米価のほうは私はこのままある程度の金額で推移していくと思うのです。そんなに急激に以前のようにには戻らないと思うのです。この部分というのは臨時交付金が出なかったら、もう本当に五千万円ぐらいしか抛出できないものですから、そうなってくると本当に負担が大きくなってくるのです。その辺どうでしょうか。

○村井嘉浩知事　現時点でこのようになるということを明言することはできませんけれども、やはり需給バランスを見ながら適切な価格設定をしていかなければしわ寄せは農家に行ってしまうのではないかと非常に危惧をしているのは事実でございます。

○村上智行委員　そこはしっかり見て対応していただきたいと思います。

最後に、私立学校の食材高騰対策事業について、この当該事業における補助対象は、私立幼稚園百二十七園、小学校五校、中学校二校、高等学校一校、特別支援学校二校の計百三十七校とされております。学校給食の提供がない私立高等学校等においても、学食やそれから弁当販売などを通じて食材高騰の影響を受けている実情があります。これらの実態を踏まえ、給食提供以外の形態での食の提供に対する支援の必要性について、

県はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○小野寺邦貢総務部長　今回の補正予算におきましては、全体的な財源の制約もありまして、学校関係につきましては、学校給食——これは学校の管理下で食育という観点で行われるものでありますが、この学校給食の食材価格高騰に対象を絞って支援を行うことといたしました。これまでの経済対策補正予算では、学校給食に加えて光熱費の値上がりや低所得世帯向けの学用品購入などに対する給付金など、複数の事業を織り交ぜて多面的に支援してきたところであり、今後本格的な経済対策が講じられた場合におきましては、これまでの効果も踏まえながら、追加の対策を検討してまいりたいと考えております。

○村上智行委員　よろしくお願います。以上で終わります。ありがとうございました。